

# 野木町から転出される方へ



## ・転出に伴う諸手続きについて

担当窓口	確認	手続き項目	野木町での手続き	新住所地での手続き
住民課 住民戸籍係 【本館 1 階】 (57)4126  住民課 給付・年金係 【本館 1 階】 (57)4140	<input type="checkbox"/>	①転出届	町外へ転出する14日以内に住民異動届(転出届)を行ってください。	新住所地に住み始めた日から14日以内に、住民異動届(転入届)を行ってください。
	<input type="checkbox"/>	②印鑑登録をしている方	転出(予定)日をもって登録がなくなります。印鑑登録証を返却してください。	必要な方は、あらたに手続きをしてください。
	<input type="checkbox"/>	③個人番号カードをお持ちの方	手続きはありません。	個人番号カードを持参のうえ、新住所地の窓口で手続きをしてください。 (暗証番号入力必須)
	<input type="checkbox"/>	④住民基本台帳カードをお持ちの方	手続きはありません。	カードを持参し、継続利用の手続きをしてください。(暗証番号入力必須)
	<input type="checkbox"/>	⑤海外へ転出される方	事前に転出届をしてください。 また、国民年金加入中の方は申出書を提出してください。	帰国の際、パスポート・戸籍謄(抄)本・戸籍の附票を持参してください。
住民課 保健医療係 【本館 1 階】 (57)4136	<input type="checkbox"/>	⑥国民健康保険に加入している方	転出(予定)日をもって資格がなくなります。被保険者証を返却してください。	あらたに加入の手続きをしてください。
	<input type="checkbox"/>	⑦後期高齢者医療保険に加入している方	県外へ転出の場合は被保険者証を返却し、負担区分等証明書の交付を受けてください。	県内の場合は被保険者証を、県外の場合は負担区分等証明書を持参し、新住所地の窓口でお尋ねください。
住民課 給付・年金係 【本館 1 階】 (57)4140	<input type="checkbox"/>	⑧国民年金に加入している方(第1号被保険者)	手続きはありません。	年金手帳を持参し、手続きをしてください。
	<input type="checkbox"/>	⑨児童手当を受けている方	受給事由消滅届を提出してください。	転出予定日の翌日から15日以内に新住所地で手続きをしてください。
	<input type="checkbox"/>	⑩児童扶養手当等を受けている方	住所変更等の手続きをしてください。	新住所地の窓口でお尋ねください。
	<input type="checkbox"/>	⑪こども・妊産婦・重度心身障がい者医療費受給資格者証をお持ちの方	受給資格者証を返却してください。(野木町在住中にかかった医療費がある場合は、野木町に申請してください)	住所地により制度が異なります。新住所地でお尋ねください。
こども教育課 学校教育係 【別館】 (57)4182	<input type="checkbox"/>	⑫小・中学校に在学しているお子様がいる方	学校から在学証明書等をお取りください。	在学証明書を持参し、手続きをしてください。

裏面へつづく

担当窓口	確認	手続き項目	野木町での手続き	新住所地での手続き
こども教育課 子育て支援係 【別館】 (57)4167	<input type="checkbox"/>	⑬ 幼稚園・認定こども園・保育園に通うお子様がいる方	所属の園へお申し出ください。	新住所地の窓口でお尋ねください。
健康福祉課 高齢対策係 【保健センター】 (57)4173	<input type="checkbox"/>	⑭ 介護保険認定申請中の方	健康福祉課に申し出てください。	新住所地の窓口でお尋ねください。
	<input type="checkbox"/>	⑮ 介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方	被保険者証を提出し、受給資格証明書の交付を受けてください。	受給資格証明書を持参し、手続きをしてください。
税務課 資産税係 【本館 1 階】 (57)4123	<input type="checkbox"/>	⑯ 原付バイク（125cc 以下）をお持ちの方	ナンバープレート・標識交付証明書を持参し、廃車手続きをしてください。	新住所地で引き続き使用される場合は、野木町で発行された廃車証明書を持参し、ナンバーを取得してください。
上下水道課 業務係 【本館 1 階】 (57)4147	<input type="checkbox"/>	⑰ 水道・下水道（農業集落排水を含む）をご使用の方	休止届の手続きをしてください。 転出元が下水道を使用している世帯で、井戸（水道併用を含む）を使用している場合は、世帯の使用人数の変更を必ず提出してください。	新住所地の窓口でお尋ねください。
生活環境課 環境リサイクル係 【本館 1 階】 (57)4131	<input type="checkbox"/>	⑱ 犬の登録 犬を飼っている方	手続きはありません。	新住所地の窓口でお尋ねください。
	<input type="checkbox"/>	⑲ 町営墓地（やすらぎの郷）をご利用の方	住所変更の手続きをしてください。その際「使用許可証」と「新しい住所が記載されたもの（免許証、保険証等）」をご提示ください。	手続きはありません。

◎新しい住所地に住み始めた日から 14 日以内に、新住所地で転入の手続きをしてください。

（正当な理由がなく届出をしないときは、過料が科せられることがあります）

#### ○転入届に必要なもの

##### ① 転出証明書

##### ② 個人番号カード（マイナンバーカード）

##### ③ 本人確認書類 日本人（運転免許証・旅券・健康保険証・年金手帳等） 外国人（在留カード等）

※代理の方が届出をする場合は、ご本人からの「委任状」が必要です。

#### ○転出をとりやめた場合

転出証明書と本人確認書類をお持ちのうえ、速やかに野木町住民課住民戸籍係で転出取消の手続きをしてください。

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地  
野木町役場 住民課住民戸籍係 TEL 0280-57-4126

○所得証明書・課税証明書等が必要な方は、必要な年度の 1 月 1 日現在の住所地で請求してください。

#### 年金のお知らせ

厚生（共済）年金に加入中、または国民年金 3 号の方

・勤務先の事業所を通じて住所変更手続きをしてください。

#### 税金等に未納のある方へお知らせ

税務課収税係（TEL 0280-57-4124）で納税についてご相談ください。